

◎ 保険料はどうやって納めるの？



A 納め方は「特別徴収」「普通徴収」の2種類に分けられます

保険料の納め方は、受給している年金の額によって、2種類に分けられます。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人

年金から差し引かれます

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金の年金額から保険料が差し引かれ、年金支給日には差し引かれた後の年金が支給されます。

※老齢福祉年金などは対象となりません。

前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料が差し引かれます。

確定した年間保険料から、すでに納めた仮徴収分を除いた差額が差し引かれます。



仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

次のような場合は、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

普通徴収

年金が年額18万円未満の人

納付書

または 口座振替 で納めます



市区町村から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。口座振替にすると納め忘れがありません。

保険料納付は口座振替が便利です

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳届け出印

これを持って市区町村指定の金融機関で手続きしてください



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などは、納付書で納めることになります。

◎ 保険料を納めないとどうなるの？



A 滞納期間に応じて措置がとられます

災害などの特別な事情もないのに保険料を納めないと、次のような措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費なども受けられなくなったりします。

納付が難しいときはお早めにご相談ください！

災害など特別な事情で納付が難しいときには、保険料の減免などを受けられる場合がありますので、担当窓口までご相談ください。



◎ サービスを利用する予定はないのに保険料を納めるの？

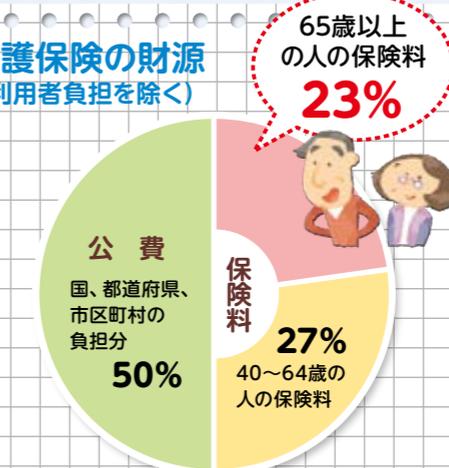


A 介護保険は支え合いの制度だからです

介護保険は、介護や支援が必要になった人がサービスを利用できるように、社会全体で支え合い成り立っている制度です。そのため、たとえ介護保険のサービスを利用する予定がないといった場合でも、介護保険料は納めなくてはなりません。

介護保険の安定したサービスが提供できるよう、みなさんのご理解、ご協力をお願いします。

介護保険の財源(利用者負担を除く)



※令和3～5年度の割合です。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



禁無断転載 © 東京法規出版 KG012500-1647937

◎ 保険料の納付方法は選べますか。

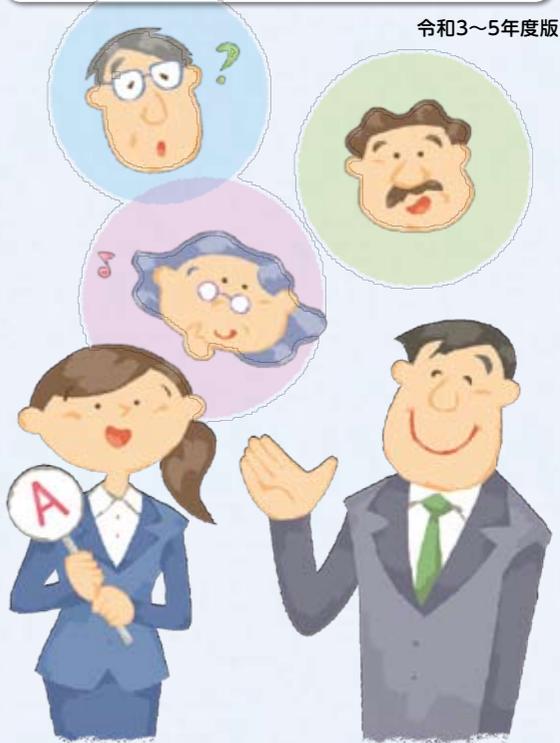
A 介護保険料の納め方は法律で決められているので、納め方を個人で選ぶことはできません。決められた方法での納付をお願いします。

65歳以上のみなさんへ

Q&Aでわかる!

あなたの介護保険料

令和3～5年度版



日出町

◎ 保険料はどうやって決まるの？



みなさんが住んでいるまちで必要と思われる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、本人や世帯の課税状況および所得に応じて段階的に決まります。

A 「基準額」をもとに決まります

■ 保険料の「基準額」の決まり方

$$\text{基準額 (年額)} = \text{市区町村で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)} \div \text{市区町村の65歳以上の人数}$$

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことで、市区町村によって、必要な介護保険のサービス量や65歳以上の人数は違いますので、それにもとない基準額も異なります。

◎ いつから保険料を納め始めるの？



A 65歳の誕生日の前日がある月の分から納めます

- 例
- 10月1日生まれ ▶ 9月分から
 - 10月2日生まれ ▶ 10月分から

65歳になる年度の保険料について

64歳までの分 4月から65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

例 10月2日生まれの人の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4～9月分を、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料から納めます。

65歳からの分 65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます。

65歳

10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

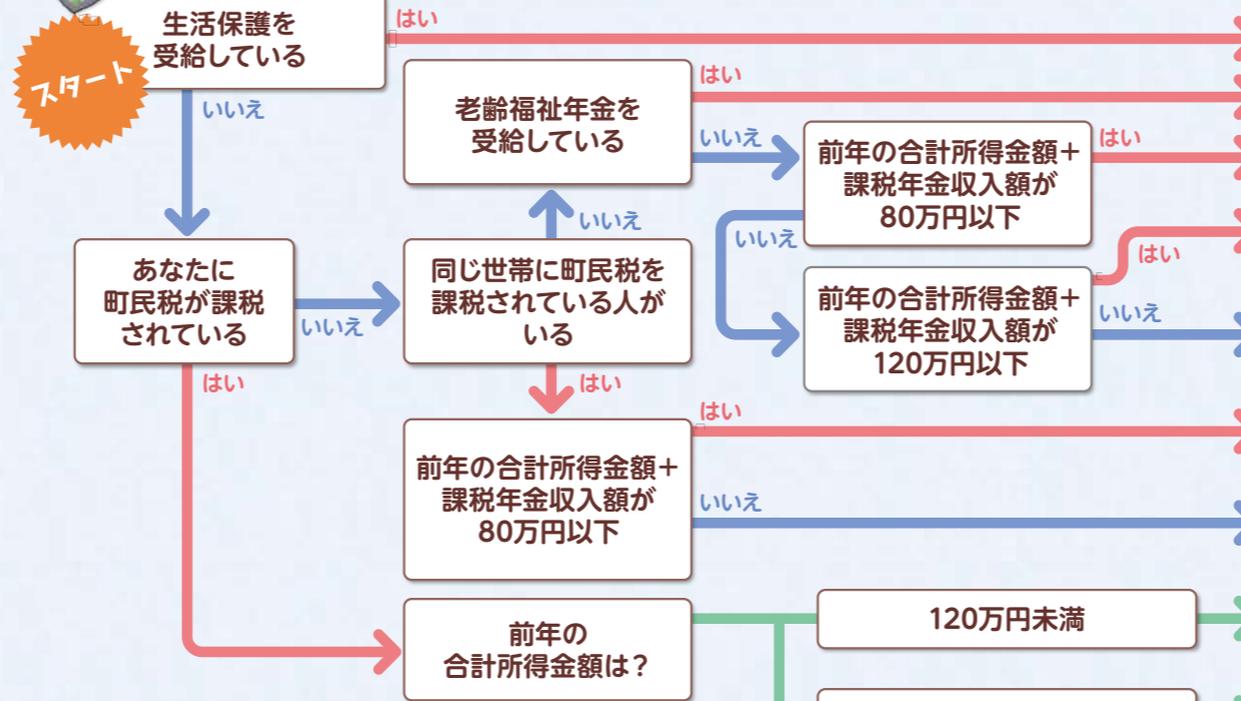
◎ 65歳になって、納付書で介護保険料を納めました。医療保険料からも介護保険料が引かれていました。二重払いではないですか。

A 65歳になった年度は、納付書での納付と医療保険料からの納付が重なります。これは65歳になるまでの分と65歳になったあとの分をそれぞれ年度末までの納期に分けて納めるためです。

◎ わたしの保険料はどのくらい？



A チャートをたどってあなたの保険料を確認しましょう

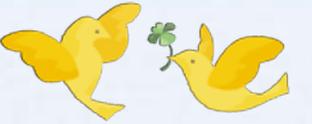


老齢福祉年金
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

日出町の介護保険料

日出町の令和3～5年度の基準額 5,829円（月額）



所得段階	対象者	令和2年度	
		保険料調整率	保険料年額
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.3	20,900円
第2段階	●世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.5	34,900円
第3段階	●世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.7	48,900円
第4段階	●世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.84	58,700円
第5段階	●世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	69,900円
第6段階	●本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	83,900円
第7段階	●本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	90,900円
第8段階	●本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	104,900円
第9段階	●本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	118,900円
第10段階	●本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額×2.0	139,800円

※第1段階から第3段階までは公費による軽減措置後の保険料調整率